

令和元年9月市議会定例会一般質問通告全文

9月17日(火)

★通告順位	1-1	原口 康之
★件名		地域スポーツ体制の在り方と牧之原市部活動の基本方針について

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催も、1年を切る報道がされ、牧之原市も、アメリカ合衆国、中華人民共和国、両国のサーフィンナショナルチームのホストタウンとしての準備も滞りなく進んでいると思われるなか、平成31年2月定例会において、運動スポーツの所管が教育委員会に移った。

また、平成30年2月定例会、私の一般質問では、牧之原市のスポーツ推進計画の中で、スポーツは次世代を担う青少年の体力、精神力の向上とともに、人格形成に大きな影響を与えスポーツをとおして人や地域が交流することにより、一体感や活力の醸成にもつながり、今日では、健康の維持増進、体力の維持向上などスポーツがもたらす効果は、医療費等の抑制への期待も増しスポーツの推進、振興への取り組みは、市民の健康で豊かな生活に大きな意義があることを確認した。

平成30年6月には公益財団法人日本スポーツ協会から「今後の地域スポーツの在り方について—ジュニアスポーツを中心として—」のタイトルで提言がなされ、同年8月には「牧之原市部活動の基本方針」が制定された。

- 1 前回、市長に答弁頂いた地域スポーツの拠点として、相良総合グラウンドの芝生化と経済効果があると思われるアリーナ（観客が観れる体育館）の必要性を理解している答弁だったと思うが、現在の進捗状況を伺う。
- 2 一層深刻化する少子社会での地域において、多様なスポーツニーズに対応できる地域スポーツクラブの育成が課題となり、その解消のために単独種目団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの連携促進を含む新たな地域スポーツの創造、見直し求められると思うが、「牧之原市スポーツ推進計画」提言後の牧之原市スポーツ推進審議会の調査審議事項について伺う。
- 3 働き方改革が求められている中で、中学校の部活動顧問の負担が大きい。昨年度から外部指導者派遣事業が始まったが、この事業について詳しい内容を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	鈴木 千津子
★件名		食品ロス削減の取り組み状況について

日本で飽食の時代と言われてから久しくなるが、世界にはまだ食糧不足や栄養失調の子どもたちが多くいる映像を時々見ることがある。そうした中、令和元年5月、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減推進法が公布された。

食品ロスを削減していくための基本的な視点として、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが明記されている。

政府は食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定し、方針の中には教育においても、学習の振興を図ることが明記されている。都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定するとなっているが、当市の今後の考え方及び取り組み状況をお訊ねする。

1 食品ロス削減に対する現状と今後の考え方について。

2 フードバンクの活動について、市内及び近隣状況。

3 子ども達に対する学校での取り組みの現状は。

(質問方式：一括)

★通告順位	3-1	澤田 隆弘
★件名		牧之原市の鳥獣害対策について

鳥獣害の被害は北海道ではツキノワグマ、富士山麓では鹿等で悩んでいる。最近、牧之原市内に異常に増えてきたイノシシ、ハクビシン、カラスだが、今回は牧之原市にとって特に被害が大きいイノシシを取り上げる。

イノシシといえば、伊豆の修善寺にあった猪村でいろんな芸を見せ多くの人たちを楽しませてくれたことは皆さんご存じかと思うが、イノシシの出没は、これまで川根や伊豆の山奥の話だったが、ここ数年この地区にも現れるようになり、田畑や農産物を荒らしている。以前は思いもしなかったことである。

昔の山にはドングリやシイノミ、タケノコや山栗、椎茸など食べ物が豊富にあり現在のようにイノシシも沢山いなかったのも暮らすことができたと思えるが、人間の都合で開墾や開発をするために雑木林を切り開き住み難くしたためにエサもなくなったので山から降りて来るしかなかった。それと当時は野良犬があっちこちに居て怖くて山から出られなかったと思う。ここまで来るには大きな川、鉄道、高速道路、一般道を渡り、時には人間にも出会ったり犬を飼っている民家の横を命がけで突切ったりして来たと思われる。

今では牧之原市全域で農産物が被害を受けている。このまま放置すれば取り返しがつかなくなるのも時間の問題である。ここ数年、農家の皆さんはお茶の景気が悪いため、また生活費を得るためにカボチャ、サトイモ、自然薯、栗、スイカ、落花生、と

うもろこし等いろんな形で転作を試みているが、悪いことにその転作物の殆どがイノシシの大好物である。

高い苗を買い、汗をかきながら植え付けて、落ち着くまで水を掛け、肥料をやり虫に食われないようにと消毒をしたり、収穫を楽しみに手間隙かけて来た。この様に苦勞して育てた農産物がそろそろ収穫の頃と思い畑に行ってみると、一晩で見るも無残な光景に荒らされ、腹が立つやら呆れるやら愕然とし、片付ける元気も出ないと聞いている。これでは、農家の皆さんは悔やみきれない。

イノシシは本当に賢い動物で、農産物の食べ頃や土の中のタケノコが何処にあるのか、ミミズが何処に居るのかちゃんと分かっている。人間には及ばない凄い能力を持っていると思いませんか。よい対策法を問う。

1 行政は市内の鳥獣害をどのように考えているか。

2 これからの鳥獣害の対策はどのように考えているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4-1	藤野 守
★件名		牧之原市職員の「目標管理制度」について

2016年度から全ての自治体職員の人事評価制度が全面実施となっている。既に現況は終身雇用制度が無くなりつつあり、多くの職場では成果・業績主義人事の導入がされている。自治体も例外ではない。しかし問題点も指摘されている。牧之原市における目標管理制度の現在の運用状況と今後の方針について伺う。

1 目標管理制度による国の指導内容と牧之原市の目指すものや目的は何か伺う。

(1) 現在まで目標管理制度が機能しているか、どの点が人事評価としてすぐれているか。

(2) 評価項目の内容はどのようにになっているか。

(3) 先に導入された国家公務員の職場での実態はどのようにになっているか。

2 目標管理制度に係る問題点があるか伺う。

(1) 報酬、期末手当支給額への程度リンクされているか。

(2) 職場はチームプレーが必要であるが、それが競争により乱されることはないか。

3 日常的な制度運用について伺う。

(1) 制度は客観性と透明性の確保が重要である。公正、公平を確保するための評価者の研修は随時行っているか。

(2) 評価者による被評価者への日常的な観察、記録、評価はどのようにしているか。評価は職員へフィードバックはされているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4 - 2	藤野 守
★件 名		デマンド乗合タクシーの利用状況について

現在市内3地域で試行運転されているデマンド乗合タクシーについて利便者の評価は様々である。ただ、路線バスや他市で運行しているコミュニティーバス等に比し利用面、経費面では比較的効率がよいと言われている。デマンド乗合タクシー導入は現在の3地域に加え牧之原、萩間地区でもされることとなっている。現況と今後の計画に関し次の点を伺う。

- 1 現在までの利用者、利用回数、満足度等の利用状況についてどのような評価をしているか伺う。
- 2 利用状況から問題点があるか、あるとするならばどの点か伺う。
- 3 牧之原地区、萩間地区の導入計画がある。これまでの運行経験から変更点や改善点があるか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5 - 1	大石 和央
★件 名		認知症支援について

政府は去る6月18日に関係閣僚会議で、認知症施策推進大綱を決定した。認知症患者やその家族の視点を重視し、「共生」と「予防」を両輪としてさまざまな施策を推進する2025年までの認知症対策としている。「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」(新オレンジプラン)では、データから2025年には約700万人、高齢者の5人に1人が認知症と見込む。これは大きな社会問題の一つである。認知症は誰もがなりうるということで、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続ける社会の実現が求められる。

そこで市の第8次高齢者保健福祉計画に基づいた、これまでの認知症施策の推進と認知症施策推進大綱を踏まえた取り組みや成果・課題について、また若年性認知症の人への支援及び社会参加支援についてお聞きする。

- 1 新オレンジプランに基づく、市の認知症施策について
 - (1) 認知症サポーターやキャラバンメイトを養成してきたが、認知症への理解など、これまでどのような成果があったか。
 - (2) 認知症施策推進大綱を踏まえて、今後これらの養成についてどのように取り組んでいくのか。
- 2 認知症支援について
 - (1) 認知症地域支援推進員の取り組みとその成果について伺う。
 - (2) 認知症初期集中支援の実績と今後の取り組みについて伺う

3 認知症の本人からの発信支援について

- (1) 認知症本人が希望をもって前を向き自分らしく暮らし続けることができるよう、自身の希望や必要としていることを本人同士で語らい合う「本人ミーティング」の場の設定等どのように取り組むのか。
- (2) 同様にピアサポーターによる具体的な早期の支援について伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-2	大石 和央
★件名		食の安全と環境について

2018年にアメリカで除草剤の使用でがんを発症したとして、モンサント社を訴えた裁判で、裁判所が同社に対して約320億円の損害賠償金を支払うよう命じる判決が出された。今やEUをはじめとして世界は、除草剤の成分であるグリホサートの使用を禁止する方向へ動いている。一方、厚生労働省は2017年12月、グリホサートの残留基準を緩和した。

ミツバチの大量死や大量失踪が問題になっている。これにはネオニコチノイド系農薬使用が原因といわれ、世界では使用規制の強化をしている。しかし日本では厚労省が2015年5月に食品残留基準を緩和している。

私たちの主食である米・麦・大豆の安心安全の確保や、安定供給を国に義務付けていた「種子法」が、2018年4月に廃止されてしまった。今や野菜の種子のほとんどは一代限りのF1品種の種子になり、大半が海外の多国籍企業によって生産されている。主食もやがて伝統的な固定種から、野菜の種子と同様に大企業・多国籍企業による独占化の恐れがある。

環境保全と食の安全性の視点から以下質問する。

1 農薬の安全性について

- (1) 公園・学校等公共施設での農薬散布状況と安全検査についてどのように行っているか。
- (2) 防風林のマツ材線虫病防除のためにネオニコチノイド系農薬が使用されると聞けるが、どのような薬剤を、どの時期に、どれだけ使用しているのか。
- (3) 食への残留農薬について、学校給食（保育園・幼稚園含む）ではどのような検査がなされているか。

2 「種子法」の廃止について

- (1) 「種子法」の廃止は、市民に多くの影響を及ぼす問題と考えるが、市長の見解を伺う。
- (2) 静岡県では現在、「種子法」に代わる種子「要綱」で対応とのことであるが、これは県庁内部での規則に過ぎないから、この先いつでも改正や廃止

が可能である。市長は、市民の食の安心安全を確保するために、県に「種子法」に代わる条例制定を求める考えはないか。

(3) 食の安全の確保と有機農業を普及させる検討会を立ち上げる考えはないか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 1	植田 博巳
★件 名		天の川大江線萩間川架橋と大江地区都市計画道路等の整備について

平成 26 年 10 月 7 日、萩間川改修工事に伴う江湖畑橋撤去に係る陳情書が大江地区から提出された。

江湖畑橋は、小・中学生の通学路であり、買い物等生活に欠かせない利便性の高い橋であることから、撤去するのか架け替えるのか又は都市計画道路天の川大江線の早期整備をするのかについて、大江区 451 人にアンケートが実施され、390 人 86.5%の回答を得た。

その結果、撤去はやむを得ないとの結論となり、その代替え案として湊橋歩道に迂回して右岸の川沿いを通学することとしたが、相良中学校前道路の幅員は狭く交通量も多く、歩道が無いところもあり交通事故発生が懸念されることから安全確保対策の整備及び両岸区民の長年の要望である天の川大江線橋梁新設の早期整備について陳情されている。

地区の皆さんの同意により、現在、江湖畑橋撤去により萩間川の河川改修が完了している。

陳情から 5 年が経過し、相良中学校前道路の未歩道箇所は整備されたが、依然として交通量も多く児童生徒の安全確保のため交通量軽減と大江地区への交通の利便性向上及び地域活性化の面から切望されている都市計画道路天の川大江線萩間川架橋と大江地区都市計画道路等の整備について次のとおり伺う。

- 1 天の川大江線橋梁新設の検討状況と架設時期について伺う。
- 2 大江地区内の都市計画道路 5 路線、市道大江男神線及び耕作放棄地が増加している第 1 種低層住居専用地域の計画について伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6-2	植田 博巳
★件名		自治会組織運営の支援について

平成 31 年 4 月 1 日現在における牧之原市の高齢化率は 30.3%、又は地区別の高齢化率は相良地区 4 地区、榛原地区 2 地区が 40%を超えている。2025 年の高齢化率は 33.1%と見込まれ、高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯も年々増加していくと推測されている。

このような中、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの希薄化など問題や課題が顕在化してきている。

平成 31 年 3 月牧之原市自治基本条例推進会議から、地域及び自治会組織の現状と課題、市民生活や行政運営への影響や課題、行政による自治会組織への支援策、地域拠点の配置などからなる「地区支援拠点のあり方に関する提言書」が出されている。

今、真に少子・高齢化の進行により自治会活動の担い手不足が課題となりその解決に向けての地区自治会による取り組みが始まっている。

地区自治会が置かれている主な現状と課題は

- ① 高齢化や少子化が進行し、防災・防犯など地域住民の安心・安全を自治会組織が支援していくことが難しくなっている。
- ② 自治会を脱退したり、加入しなかったりする世帯が増加している。
- ③ 自治会役員の選考が、高齢化や定年延長、再雇用など困難状況であり、会社勤めの現役世代が地区役員にならざるをえない。このことから、事業・業務を減らすことや活動時間の見直し、若い人・女性の参画など、事業の再編や再構築を行うことが求められている。
- ④ 事務局機能がない地区においては、役員による事務処理の負担が多く担い手不足の一因になっている。
- ⑤ 地区長や区長など自治会組織の代表は、行政などからの連絡事項や依頼事項が多く、更に会議などに出ることも多いことから、地区の課題解決への時間が取れない状況になっている。

このように自治会を取り巻く環境は少子化・高齢化の進行に伴い、厳しさを増している。提言書には、「健全な行政運営は、活力ある自治会組織の運営の下に成り立っているため、行政として円滑な自治会組織への運営について行政として支援する必要がある。」としている。

このことから、次のとおり伺う。

- 1 自治会組織及び運営についての現状と課題の把握及び支援策について
- 2 行政各部署において、自治会組織への依頼事項や充て職等の必要性についての検討・見直し状況

- 3 地区における身近な行政サービス機能と自治会活動及び地区活動の活性化に向けて、地域、自治会組織、市民、行政が連携して行動する「地区支援拠点」の取り組みについて

(質問方式：一問一答)

9月 18日 (水)

★通告順位	7-1	濱崎 一輝
★件名		働き方改革の推進とワークライフバランスについて

少子高齢化が進んでいく日本において、今の社会や経済を今後も持続可能にしておくために、2019年4月より「働き方改革」の一部がスタートした。

厚生労働省によれば、「働き方改革」とは、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革と定義づけている。

この改革を推進するために国は、①労働時間の短縮と労働条件の改善 ②雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 ③多様な就業形態の普及 ④仕事と生活（育児、介護、治療）の両立と、これらの施策を講じている。

この改革は、特に事業者側にとってはとても厳しい条件をクリアしていかなければならず、大企業のみならず中小企業や官公庁においても同様の改革が求められている。

今後益々少子化が進むことで、生産年齢人口が目に見えて減少していく。そのため、どの企業においてもこれまで通りの雇用の確保ができなくなることは容易に想像がつき、これは、行政においても同じことが考えられる。

このようにこれまで通りの人的確保が容易にできなくなることで、労働力不足による生産や売上減少、サービスの低下といったことを解消していくためには、「新たな働き手を増やす」「出生率を上げて将来の働き手を増やす」「労働生産性を上げる」ことなどが考えられる。

また、働き方改革を進めていく上での大きな課題は、「長時間労働」「非正規社員と正社員の格差」「労働人口不足」これらの解消が不可欠であると言われている。そこで、以下の点について伺う。

1 市職員の「働き方改革」について

- (1) 特定事業主行動計画の平成30年度の育児休業、有給休暇、病気休暇の取得状況について伺う。
- (2) 市長の考える「働き方改革」と、職員へのワークライフバランスを推進させていく上での課題について伺う。
- (3) 職員の副業についての考え方を伺う。

2 民間企業への「働き方改革」支援について

- (1) 市内の中小企業の育児休業や介護休業などの福利厚生制度の整備状況と利用状況、併せて休暇後の復職プログラム導入実績について伺う。

- (2) 市内の中小企業が従業員のために行うワークライフバランス（仕事と家庭の調和）制度の推進に対しての、補助金や奨励金支援の考え方について伺う。

3 市民への「働き方改革」支援サービスについて

公共施設などを利用した、親が仕事をするスペースに子どもを預かる機能を持たせた「ワークスペースの整備」についての考え方を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-1	平口 朋彦
★件名		牧之原市の「いじめ撲滅」への本気度を問う

平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について報道があり、翌平成25年2月の教育再生実行会議第1次提言では「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体勢を整備する法律の制定が必要」とされた。その後の平成25年6月、与野党6党により提出された「いじめ防止対策推進法」が成立。これを受け、わが市においても平成29年4月、「牧之原市いじめ防止等のための基本的な方針」が策定された。全23ページに渡り記された方針に基づき、実効性を持ったいじめの撲滅、根絶を目指す市の覚悟と本気度を問いたい。

1 「牧之原市いじめ防止等のための基本的な方針（以下、基本方針という）」の中の、「第1いじめに対しての認識」では、1いじめの定義の変遷 2いじめの特徴 3いじめの構造が挙げられているが、さらに具体的な見解をお聴きする。

(1) 世間では「いじめられる側にも問題がある」という論調もあり、また基本方針内にもそのことについての記述があるが、市の見解は。

(2) 「いじめ」と俗に言う「いじり」の境界線は。

(3) 基本方針内では別途、学校が取り組むこととして「教師間の一致した認識」を作ると言及されているが、上記2点に関して、しっかりと認識の共有化が図られているのか。

2 基本方針に基づき設置された組織について

(1) 市教育委員会の附属機関で、早急に調査や対応を行う「牧之原市いじめ問題対策本部」が、過去に定例会以外で諮問を受け、助言・指示した件数と奏功した具体的ケースは。

(2) 学校のいじめの防止等の中核となる常設の組織「学校いじめ問題対策委員会」は、実際に発生したいじめ事案の収束に向け、訪問や聞き取り以外に、どのような取り組みをしているのか。

(3) 不登校重大事案について、聴取の結果を書面にて報告を受けた牧之原市長は、必要があると認めた場合、法に基づき再調査を行うが、その調査主体である「牧之原市いじめ再調査委員会」は、未だかつて取り扱った案件がないと聞き及ん

でいる。重大事案が顕在化しているにもかかわらず、委員会が開催されないのは報告がないのか、必要性を認めないのか、または制度自体が形骸化しているのか。

3 いじめ問題の対応についての考え方

- (1) 文部科学省による「いじめの定義」にも、インターネットという記述が盛り込まれるなど、今やいじめの温床の最たるものとなったSNSや各種動画配信サービス等を監視し、いじめ及び非行を未然に防ぐため試験的に行われた「学校ネットパトロール事業」だが、期待された成果があがらずに本年度は継続しなかった。ネットに潜むいじめを認知するための代替案は。
- (2) いじめられた側の児童・生徒の保健室登校や適応指導教室への通所は、あくまでも経過措置としてのものであり、「時間による解決」を待つことは当該児童・生徒にとって、平穏無事に教育の機会を享受する権利を阻害するものであると解する。早期の日常回復への方策は、個別ケースとして当該児童・生徒に委ねるのか。「学校いじめ対策委員会」によるチームアプローチ(組織的な対応)を示されたい。
- (3) いじめ防止対策推進法第23条4には、いじめを行った側を教室以外の場所において学習を行わせること、また第25条では校長及び教員による懲戒、そして第26条には出席停止を命じる等、いじめられた側への対応のみならず、いじめた側への能動的な措置が謳われている。わが市においても法に則り、毅然とした対応により措置を検討すると考えてよいか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-2	平口 朋彦
★件名		拍車が掛かり勢いづく図書館行政の今なお残る課題について

公立図書館にまつわるおおよそ全ての指標において、県内最下位に甘んじているわが牧之原市の図書館行政だが、ここに至りかけてないほどの勢いで機運の高まりを見せ、実効性を伴った各取り組みが実を結び始めている。先ごろは「図書館基本計画(案)」に関するパブリックコメントも実施され、市民から多くのご意見を頂戴したことは、偏に図書館への関心の高さ、その証左であろうと思われる。ここで今一度、市および教育委員会の図書館に関する熱量を問い、現時点での課題への解法、今後の取り組みを後押ししたい。

1 長たる者の図書館へのヴィジョンを問う

- (1) 国民の教育と文化の発展に寄与する公共図書館は、その目的達成のために首長のリーダーシップと議会の理解・協力が不可欠である。中でも図書資料の整備や、各種サービスの充実に向けた予算の確保、人的配置は行政の長における施策の優先度に深く関わってくるが、来年度予算における考え方をお聴きする。

- (2) 令和元年8月に策定された「牧之原市図書館基本計画」は、本来図書館長のビジョンと、それに派生する理念に基づき、形作られるものであり、そこから実施計画へと落とし込まれるものと理解している。全国を見渡しても比するものがないほど高頻度で開催されている「図書館協議会」へとほぼ必ず出席されている教育長に、図書館長の上長として、図書館に対する理念をお聴きしたい。
- (3) 「市民のビジョン」たるパブリックコメントに関して、市長、教育長の感想をお聞きしたい。

2 人的配置について

- (1) 専任館長はいつ立てるのか。また整備が進めば専門的な役割を担う司書等の補充が必要になってくるが、今後に向けどういった検討をされているのか。
- (2) 現在、専門的知見を有した職員を任期付きで雇用をしているが、本来想定していなかった職務までをも担っているように見受けられる。当該職員に求める役割とその知見を発揮していただくサポート体制を確認したい。
- (3) 所管である教育文化部社会教育課担当職員の研修はどのように行われているか。

3 図書館整備について

- (1) 現在、榛原文化センターの改修による整備、並びに相良地区における民間施設の活用による整備（機能拡充）が予定されているが、整備内容を検討する機関が設置されていない。いつ頃になるのか。
- (2) 第2次総合計画後期基本計画の戦略プロジェクト「未来若者プロジェクト」の一環として「若者に魅力あるサービス等創出支援事業」があり、整備が予定されている図書館も、その構想エリア内に内包されている。有機的なシナジーがもたらされ、相互に価値を高めることのできるコンセプトには大きな期待が寄せられるが、一方で図書館のあり方そのものが変質してしまってはならないと考えるがいかがか。また先導モデルの実施に資するため「公民連携事業」に関しての委託がなされるが、図書館整備との係わりはどうなるのか。
- (3) 相良地区図書館整備の説明の際、「予定されている榛原図書館の延べ床面積にあわせるため、相良地区の賃貸面積を約600平米とする」旨のお話があり、本末転倒であると言わざるを得ないと感じるところである。今一度、両館ともに公共施設マネジメントありきの整備なのか、整備を進める上でやむを得ない物理的制限によるものなのか、その見解を問いたい。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-1	鈴木 長馬
★件名		静岡県自転車条例施行にあたり市の対応について

静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（静岡県自転車条例）は公布日平成31年3月26日、施行日は平成31年4月1日である。

2018年静岡県内で3092人が自転車事故によりケガを負っている状況であり、静岡県、県警、市町などで行う交通安全対策会議では、自転車に関する事故を防止するための一つとして自転車保険加入の義務化の条例が制定された。自転車保険は自転車利用時に事故により相手にケガをさせた場合、損害を補償することのできるものであるが、市の対応について伺う。

1 自転車通学を行っている学生について

- (1) 中学生の保険への加入状況は。
- (2) 保険に加入していない学生への対応は。
- (3) 市道の自転車事故軽減への安全取り組みは。

2 保険の加入へ向けての市民への取り組みは

- (1) 市民への加入促進をどのように考えているか。
- (2) 保険加入への補助は考えられるか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-2	鈴木 長馬
★件名		豪雨時における市道の安全対策について

市道大倉壺丁田線において、平成29年10月17日の法面崩壊、変状確認から平成30年2月14日までの間において、地滑りが発生し、その災害復旧工事は2億3千万円の莫大な工事費となった。

また壺丁田北線においても2箇所程小規模な土砂が流出し、安全に通行することができる道路か不安である。

この道路はスズキ（株）の工場への通勤ルート、また地元の住民、市内外の人も多く利用している。この道路の周辺においてはスズキ（株）の工場拡張計画も発表された地域であり、災害が発生すると拡張工事にも影響が考えられる。その他の市道についても災害が発生すると考えられる場所はあるのか。

- 1 豪雨で各地において、大きな災害が発生しているが、壺丁田北線は安全な市道であるのか。
- 2 その他の市道で豪雨により土砂災害の発生が予測される場所を把握しているのか。
- 3 市内各道路の安全対策はどのように考えているのか。

(質問方式：一問一答)